

韓国産せりに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産せり（生鮮）から、残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日から韓国産せりに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 平成15年1月22日 1回目の違反
届出数量及び重量：1カートン、5kg
検出農薬：クロルピリホス 0.66ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：関西空港検疫所

- (2) 平成15年1月28日 2回目の違反
届出数量及び重量：2カートン、20kg
検出農薬：クロルピリホス 0.96ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：関西空港検疫所

<参考>

韓国産せり輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成15年1月28日（速報値）

	届出件数	検査件数	輸入重量
生鮮・冷蔵	1065件	6件	25,274kg
冷凍食品	0件	0件	0kg

せりについて輸入されているのは韓国産のみである。